

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策



本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めます。

地域のニーズにきめ細かく対応するため、25年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を活用し、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を作成しています。

<保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業>

保育・教育に関する施設・事業	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付 (保育所、幼稚園、認定こども園) ・地域型保育給付【3歳未満児対象の事業】 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（※） ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※）

※地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外となっています。

